2017年5月16日提出、5月26日答弁書受領

三陸の海・岩手の会

OVE ROKK PO

内閣参質 193 第 110 号 川田龍平参議院議員提出

プルトニウムの消費計画、使用済み MOX 燃料処理・処分計画、ミサイル攻撃対策を答えず、再処理・プルサーマルを推進!

六ヶ所再処理工場の稼働により生成されるプルトニウム等に関する

質問主意書と答弁書のまとめ

第193回国会(常会) 質問第一一○号

六ヶ所再処理工場の稼働により生成されるプルトニウム等に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十九年五月十六日

参議院議長 伊達 忠一 殿

川田 龍平

(前文)

現在パブリックコメントが行われている原子力委員会の「原子力利用に関する基本的考え方(案)」(以下「基本的考え方(案)」という。)において「利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウムを持たないとの原則を堅持する。」との記載がある。第三回核セキュリティ・サミットにおいて安倍総理は同方針を表明しており、使用済燃料再処理機構井上理事長は、同方針を勘案して事業計画を策定する旨述べている。そこで以下、伺う。

答弁書まとめ(概略) (詳しくは各質問のコメントを参照して下さい)

- 1) 六ヶ所再処理工場で製造されたプルトニウムをプルサーマルで消費できる見込みは(質一)、消費計画が定まらないまま再処理工場の稼働できるのか見解は(質四)に答えず。「利用目的のないプルトニウムは持たない」と回答。
 - *プルトニウムの消費計画を示すことをせず無責任な再処理政策が行われている。
- 2) 現有プルトニウム 48 トン(国内 11 トン、英仏 37 トン)を平和利用できない場合どのように管理するのか事例を上げて問うた(質二)が答えず。
- * (質一)で「利用目的のないプルトニウムは持たない」と回答しているが、大量の現有プルトニウムをプルサーマルで消費できるはずない。核兵器転用を防ぐ調査研究にも答えないようでは国際的に疑念を持たれるばかりだ。
- 3) 政府機関のどこが、どのようなスケジュールで使用済みMOX燃料の処理・処分に関する計画を策定するのか(質三)について答えず。六ヶ所再処理工場で行う予定はないと回答。
- *使用済み MOX 燃料の処理処分を今後の検討課題とし先送りし、伊方 3 号 (16/157 体)、高浜 3 号 (24/157 体),4 号 (4/157 体)機でプルサーマルを実施(6/6 現在)。課題を先送りする無責任政策だ。
- 4) 我が国の再処理工場におけるミサイル攻撃対策を具体的に示されたい(質五)に「仮定の質問に答えられない」とし、一般論では「早期察知、多層的な防護、機動的・持続的対応をする」と回答。
- *北朝鮮の宋日昊日朝国交正常化交渉担当大使は「もし戦争になったら真っ先に被害を受けるのは当然日本だ」と牽制した、との報道(4/23)があった。仮定の質問と切り捨てる問題ではない、再処理工場はプルトニウムを製造する軍事工場としてマークされているはずだ。国の危機管理意識に問題があるのではないか。
- 5) 核施設を抱えて戦争はできない、平和憲法を守る姿勢を(質六)問うた。「憲法の下専守防衛、非核三原則を守ってきた。米軍の前方展開を維持し日米同盟の抑止力を強化し国民の命と平和を守る。」との回答。
- *米国に従属しその抑止力の下で平和を守るとしている。自立した外交により世界平和へ貢献しょうとする姿勢が見えない。

以下は質問・答弁とそのコメント

質問一 日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場(以下「六ヶ所再処理工場」という。)が稼働すると年に約八トンのプルトニウムが生成されるようだが、もんじゅを廃炉にすることとした現在、六ヶ所再処理工場で生成されるプルトニウムをプルサーマルだけで消費・利用できる見込みがあるのか。消費・利用の方法とその消費・利用量の計画を具体的に示されたい。

答弁 一及び四について

我が国におけるプルトニウム利用に関しては、原子力委員会が「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」(平成十五年八月五日原子力委員会決定。以下「基本的な考え方」という。)を示すとともに、基本的な考え方において、電気事業者に対し、プルトニウムの所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を毎年度プルトニウムを分離する前に公表することを求めている。

また、電気事業連合会においては、平成二十八年三月二十九日の原子力委員会定例会議において、「「全国の十六~十八基の原子炉でプルサーマルの導入を目指す」という方針については(中略)この考え方に変わりはない」、「電気事業者としては、引き続き、各社における発電所再稼働の見通し、再処理工場の操業時期等を踏まえながら、遅くとも、新たなプルトニウムの回収が開始されるまでにはプルトニウム利用計画及びプルサーマル計画を策定し公表することで進め」る旨を表明していると承知している。

さらに、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改 正する法律(平成二十八年法律第四十号。以下「一部改正法」という。)による改正後の原子力発電における使 用済燃料の再処理等の実施に関する法律(平成十七年法律第四十八号)の規定に基づき、経済産業大臣は、使用 済燃料再処理機構が定め又は変更する使用済燃料の再処理等の実施に関する中期的な計画を認可することとして おり、この際、一部改正法の国会審議における平成二十八年四月二十日の衆議院経済産業委員会の附帯決議にお いて「プルトニウムの需給バランスに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持する とともに、政府は原子力事業者に対して、この原則を認識したうえで再処理事業を実施するよう指導し、仮にこ の方針に反する再処理等事業の実施中期計画を認可法人が策定した場合には、経済産業大臣はこれを認可しない ものとすること | 及び「認可法人が策定する再処理等事業の実施中期計画を経済産業大臣が認可する際には、原 子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、原子力委員会の意見を聴くものとし、その意見 を十分に斟酌して認可の適否を判断するものとすること」とされ、平成二十八年五月十日の参議院経済産業委員 会の附帯決議において「プルトニウムの需給バランスに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」と の原則を堅持するとともに、原子力事業者に対して、この原則を認識した上で再処理を実施するよう指導するこ と。使用済燃料再処理機構が策定する再処理等事業の実施中期計画を認可する際には、この原則に反する実施中 期計画は認可しないものとするとともに、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、原 子力委員会の意見を聴き、その意見を十分に斟酌して認可の適否を判断すること | とされている趣旨を尊重し、 適切に対処していく考えである。

【コメント】

六ヶ所再処理工場で製造されたプルトニウムをプルサーマルで消費できる見込み(質一)、消費計画が定まらないまま再処理工場の稼働できるのか見解について(質四)具体的に示すことを求め質問をした。これに対する直接的な答えはなく、「利用目的のないプルトニウムは持たない」とする原子力委員会決定や国会両

院での付帯決議の「趣旨を尊重し適切に対処していく」とのこと。「電事連は『全国の 16 基~18 基の原子炉でプルサーマルの導入を目指す』と表明している。」との答えがあった。2017 年 6 月 6 日現在国内で稼働している原発は川内原発 1,2 号機、とプルサーマルが行われている伊方原発 3 号機(16 体/157 体)と高浜原発 3 号機(24 体/157 体)4 号機(4 体/157 体)の 5 機である。伊方・高浜原発のプルサーマル実施機には 1/3 までモックス燃料が装荷できることを国は認めており、定期点検時に徐々に装荷体を増やしていくことが考えられる。このような情勢からであろう、再処理で抽出したプルトニウムの消費計画の見通しを立てることができないでいる。国は国民の大多数の反対の声を無視し原発そしてプルサーマルを強引に推し進めようとしている。当然計画すら立てる見込みがない、六ヶ所再処理工場稼働の見解も示すこともできない。無計画・無責任な行政が行われていることがこの答弁からわかる。

国際的な核拡散防止条約 NPT や兵器用核分裂性物質生産禁止条約 FMCT の進展の圧力による「利用目的のないプルトニウムは持たない」この原則を一応は対外的にアピールしている。

答えにあった「原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保」は具体的にどの項目におけるどの数量で如何に判断するのだろうか。現在保有しているプルトニウムは完全に需給バランスを超えているはずだがこれについては次の(質二)で。

質問二 現在我が国が保持しているプルトニウムは四十八トン程度と聞いているが、これを平和利用する目途が立たない場合、どのように管理するのか。IAEAに預託し国際管理する、又はプルトニウムをガラス固化して不動態化し、地下処分することにより転用を防ぐなどの方法が国際保障学研究会の報告書で紹介されており、また、米国ではエネルギー省の研究機関が開発した秘密の物質スターダストをプルトニウムに混ぜて希釈し、分離を困難にする方法も行われているようだが、これらの事実について承知しているか。また、これらと同様の管理方法について我が国でも調査研究を行うべきではないか。

答弁 二について

御指摘のような調査研究等が実施されていることは、政府として承知しているが、「エネルギー基本計画」 (平成二十六年四月十一日閣議決定)において、「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容 化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイク ルの推進を基本的方針としている」としており、この方針の下、「利用目的のないプルトニウムは持たないとの 原則を引き続き堅持」し、「プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、プルサーマルの推進等 によりプルトニウムの適切な管理と利用を行う」こととしている。

【コメント】

現有プルトニウム 48 トン(国内 11 トン、英仏 37 トン)を平和利用できない場合どのように管理するのか事例を上げて問うた(質二)が答えず。(質一)の答え「利用目的がないプルトニウムを持たない」が繰り返された。48 トンのプルトニウムは、原爆約 6000 発分に相当するとのことだ。国内のものだけでも1375 発になる。「利用目的のないプルトニウムを持たない」原則はすでにすっかり崩壊している。核兵器転用を防ぐ処理方法の調査研究についても答えないところを見ると転用を考えているのではないか勘ぐられるであろう。このような姿勢では平和国家として国際的な信頼は得られない。

質問三 プルサーマルで発生した使用済みMOX燃料は、その崩壊熱の強さにより、処理・処分が六ヶ所再処理工場で現在行われている再処理よりも更に困難であると予想されている。かつての原子力政策大綱では六ヶ所再処理工場に続く第二の再処理工場を検討することになっていたようだが、現在パブリックコメントが行われている基本的考え方(案)を読んでも、使用済みMOX燃料を具体的にどこでどのように処理・処分する計画なのか明らかではない。今後、どの政府機関が、どのようなスケジュールで使用済みMOX燃料の処理・処分に関する計画を策定するのか、明らかにされたい。

答弁 三について

使用済MOX燃料については、日本原燃株式会社の再処理事業所再処理施設(以下「六ヶ所再処理工場」という。)で再処理を行うことは予定されていない。使用済MOX燃料の扱いについては、当面、各電気事業者が関係法令に従って安全に保管することとなる。保管後の使用済MOX燃料の扱いについては、六ヶ所再処理工場の運転実績や、プルサーマルの導入状況、使用済MOX燃料の発生状況とその保管状況、再処理技術に関する研究開発の進捗状況等を踏まえながら、検討していくべき課題と認識している。

【コメント】

「政府機関のどこが、どのようなスケジュールで使用済みMOX燃料の処理・処分に関する計画を策定するのか」との間に答えていない。現在の使用済み燃料よりも更に困難なプルサーマルの使用済み燃料の処理処分方法を明らかにせず「検討課題」で済ませている。原子力政策のこのような見切り発車の無責任計画が福島原発事故を招いた一因である。フィンランドでは原発の使用済み燃料の処分先が決まっていなければ、その原発の新設が許可されないとのことだ。極めて当たり前のことが我が国では先送りされ危険な汚染物が増大している。2017年6月6日現在国内で稼働している原発は川内原発1,2号機、とプルサーマルが行われている伊方原発3号機(16体/157体)と高浜原発3号機(24体/157体)4号機(4体/157体)の5機である。伊方・高浜原発のプルサーマル実施機には1/3までモックス燃料が装荷できることを国は認めており、定期点検時に徐々に装荷体を増やしていくことが考えられる。

六ヶ所再処理工場でモックス使用済み燃料の再処理が行われないことは確認できた。東海・六ヶ所両再処理工場におけるトラブル続きの状況を見る時、さらに困難なモックス使用済み燃料再処理工場の建設はありえない、キャスクに貯蔵し乾式保管する以外の選択肢はないであろう。

質問四 生成されるプルトニウムについてしっかりとした処理・処分もしくは平和利用の見通しを示せないまま、六ヶ所再処理工場を稼働させると、国際的な批判を招くのではないか。プルトニウムの処理・処分等の計画が定まらないまま六ヶ所再処理工場を稼働させるべきではないのではないか、見解を示されたい。

答弁 四 は答弁一でまとめて答弁

【コメント】質問四のコメントを参照

質問五 二〇一四年七月、イスラエルの原子力施設を標的にイスラム原理主義組織ハマスがロケット弾を打ち込んだと報道された。我が国と他国との外交関係が悪化し、万一我が国が武力攻撃を受ける事態となったならば、六ヶ所再処理工場もミサイル攻撃の標的にされる懸念がある。基本的考え方(案)においても「国

際的にはテロの対象となり得る可能性が十分あることから、国及び原子力事業者等は、従来の取組に加えて、原子力施設に対するサイバー攻撃等の新たな脅威に対する取組も進めることが求められる。」とある。六ヶ所再処理工場の高レベル廃液貯槽、使用済み燃料プールについて、他国からのミサイル攻撃への技術的対策はどのようになっているのか。五月四日、私の事務所のスタッフが六ヶ所原燃PRセンターを訪れ、同センターの案内スタッフに聞いたところ、「飛行機の衝突実験は行っていますので飛行機は大丈夫です。でもミサイルまではテストしていません。国が守ってくれるのでミサイルは落ちてこないと思います。」との回答だった。米国など他国の再処理工場におけるミサイル攻撃対策についての知見も含め、我が国の再処理工場におけるミサイル攻撃対策を具体的に示されたい。

答弁 五について

「我が国の再処理工場におけるミサイル攻撃」についてのお尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、弾道ミサイルが発射された場合の対応については、国民の生命・財産を守るため、弾道ミサイル発射に関する兆候を早期に察知し、多層的な防護態勢により、機動的かつ持続的に対応するとともに、万が一被害が発生するおそれがある場合には、被害を防止、軽減するための必要な措置を講ずる所存である。

また、お尋ねの「米国など他国の再処理工場におけるミサイル攻撃対策」については、政府として承知していない。

【コメント】再処理工場がミサイル攻撃を受けた場合の具体策を尋ねた。「仮定の質問であり答えられない」とし、一般論での回答があった。北朝鮮のミサイル実験が頻繁に行われている現状に鑑み質問した。国は人々を守るため具体的な対策を立てておくべきではないか。対応できないのならば、攻撃を受けるような事態に陥らせない外交に徹する、もしくはそのような核施設を廃止し危険物を無害化しなければいけない。コリア・レポート編集長の辺真一氏は北朝鮮の態度について「これまで労働新聞や外務省談話で言及したことはあったが、直接、日朝国交正常化交渉担当大使が出てきて、万が一の場合、真っ先に日本が攻撃の対象だと踏み込んだ。あそこまで日本に対して恫喝的な発言をしたのは初めてだが、あれは北朝鮮の本気度を示したと思う。開戦となれば、真っ先に北朝鮮は日本を叩いてくる」と解説した(ヤフーニュース 4/23)。稲田防衛大臣は4月18日に国会で「我が国が射程内に入る核弾頭搭載弾道ミサイルが配備されるリスクが増大していくものと考えられます」と述べ「(ミサイルの撃ち落としは)可能ということでございます」と答弁したが、理論と実際とは別問題で 100%撃ち落とせるはずがない。

英紙「サンデー・タイムズ」によると、テロ組織アルカイダの幹部二人が9. 11の米中枢同時テロの当初の標的は「複数の原子力発電所だった」と「殉教作戦」の内幕を初めて明らかにしたとのこと。乗っ取った旅客機を原発に激突させる計画は「制御不能」になる恐れがあるとして断念。放射能が地球規模で拡散する事態などを懸念したという。

質問六 もちろん、この狭い国土に東海・六ヶ所両再処理工場のほか、多数の原発を抱えている以上、我が 国が他国からミサイル攻撃を受ける事態には絶対にならぬよう、外交努力に全身全霊で当たるべきことは論 を俟たない。ミサイル攻撃に脆弱な核施設が攻撃されると放射能汚染が広がり、戦争の勝敗とは無関係に国 内は強く放射能汚染され居住できなくなり、多くの人々を難民にし、国の存続すら怪しくなる。「核施設を 抱えて戦争はできない」。我が国は平和憲法を守ることにより国民を守り、決して戦争をしないという覚悟 を内外に示すべきではないか、見解を示されたい。

右質問する。

答弁 六について

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家としての道を歩み、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。政府としては、こうした我が国の平和国家としての歩みをより確固たるものにするとともに、国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、様々な外交的手段を用いつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の実現に一層積極的な役割を果たし、我が国にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現していく。さらに、防衛力の適切な整備とともに、日米安全保障体制の下での米軍の前方展開を維持し、我が国の外交の基軸たる日米同盟の抑止力を不断に強化していく。こうした取組を通じて、国民の命と平和な暮らしを守り抜いていく。

【コメント】

「核施設を抱えて戦争はできない」。我が国は平和憲法を守ることにより国民を守り、決して戦争をしないという覚悟を問うた。

「戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家としての道を歩み、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。」との回答。しかし非核三原則の一つ"核兵器をも持ち込ませず"今や破綻し、もう一つ"核兵器をつくらず"は核物質を大量に保持しすぐにつくることができる状況にある。そして今平和憲法の改正が打ち出されている。また「国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、様々な外交的手段を用いつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の実現に一層積極的な役割を果たし、我が国にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現していく。」との回答があった。末尾の「我が国にとって望ましい国際秩序や安全保障環境を実現」とはどういうことか、「我が国」ではなく「世界」ではないか、国際協調のためには「自国にとって望ましい」ではいつまで経っても、国家のエゴがぶつかり合うだけであろう。おわりの「日米安全保障体制の下での米軍の前方展開を維持し、我が国の外交の基軸たる日米同盟の抑止力を不断に強化していく」とあった。米国に従属しその抑止力の下で平和を守るとしているがいつまでもこのような姿勢では自立した国家として、外交により世界平和へ貢献しようとする姿勢が見えない。世界のリーダーとしての役割を果たす国は望むべくもない。

太平洋戦争による他国へ人的物的なとてつもない被害を与え、我が国の2~3百万人の犠牲者を出し、その反省に基づきできあがった世界に誇れる平和憲法の原点に戻り、このプルトニウム問題を見直さなければいけない。

(永田)